プロジェクト　**金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目　**金融商品実務指針の設例及び金融商品会計 Q&A の見直しに関する検討**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の設例及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下「金融商品会計 Q&A」という。）の見直し、並びに IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における償却原価に関する適用ガイダンスの取入れの検討について ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

（償却原価法に関する定めの改正を受けた関連修正及び IFRS 第 9 号における償却原価に関する適用ガイダンスの取入れの検討）

2. 第 544 回企業会計基準委員会等[1]において償却原価（購入又は組成した信用減損金融資産を含む。）について以下の対応を行うことを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

(1) 本資料[2]第 5 項から第 10 項に記載した内容のうち、金融商品会計基準において金融商品別に貸借対照表価額とハイレベルな会計処理を定め、金融商品実務指針において会計処理の詳細を定めるように見直す。

(2) (1)に際して、現行の金融商品会計基準では、貸借対照表価額について「償却原価法に基づいて算定された価額」と定められているが、実効金利法に関する定めを設けるに当たり「法」が重複することなどを鑑み、「償却原価」に置き換えるか検討を行う。

(3) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券のうち、減損プロジェク

[1] 第 544 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 2 日開催）及び第 236 回金融商品専門委員会（2025 年 4 月 1 日開催）を合わせて「第 544 回企業会計基準委員会等」という。

[2] 第 544 回企業会計基準委員会審議事項(3)-2「減損プロジェクトにおける分類及び測定の定めに関する改正方針」を指す。

トにおいては満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券[3]を対象とすることを前提として、定額法などの債券に関するオプションについて再検討する。

(4) 償却原価法について記載している金融商品実務指針（含む、設例）及び金融商品会計Q&Aに対する関連修正の必要性を検討し、必要に応じて記載を見直す。

3. 前項を受けて、第548回企業会計基準委員会等[4]において、償却原価に関する分類及び測定に関する企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び金融商品実務指針（設例を除く。）の改正を事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。

4. ここで、第548回企業会計基準委員会等においてお示しした金融商品会計基準の改正案及び金融商品実務指針の改正案を踏まえ、審議事項(2)-3から審議事項(2)-6においては、本資料第2項(4)の償却原価法に関する金融商品実務指針の設例及び金融商品会計Q&Aに対する関連修正についての事務局の分析及び提案をお示しする。

5. 一方、償却原価に関するIFRS第9号における適用ガイダンスの取入れの検討については、これまで審議を行っていない。当該適用ガイダンスの取入れは、償却原価に関する分類及び測定に関する金融商品会計基準及び金融商品実務指針の改正に関連することから、金融商品実務指針の設例及び金融商品会計Q&Aの関連修正と共に検討することが考えられる。審議事項(2)-7においては、当該適用ガイダンスの取入れに関する事務局の分析及び提案をお示しする。

（貸倒見積高の算定方法に関する定めの削除に関する関連修正の検討）

6. 第548回企業会計基準委員会等においてお示しした金融商品実務指針の文案においては、金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針において予想信用損失の定めを設けるため、現行の貸倒実績率法、キャッシュ・フロー見積法等の貸倒見積高の算定方法に関する定めについて、削除することを提案しており、この点について概ね異論は聞かれなかった。

7. 前項の提案を踏まえ、審議事項(2)-3から審議事項(2)-6においては、貸倒見積高の算定方法に関する定めの削除に関連する金融商品実務指針の設例及び金融商品会計Q&Aに対する関連修正についての事務局の分析及び提案をお示しする。

---

[3] 審議事項(2)-3から審議事項(2)-6においては、第547回企業会計基準委員会（2025年5月21日開催）及び第238回金融商品専門委員会（2025年5月15日開催）において聞かれた意見を踏まえ、「貸付金代替性債券」を「貸付金代替性私募債」という名称に見直している。

[4] 第548回企業会計基準委員会（2025年6月5日開催）及び第239回金融商品専門委員会（2025年5月29日開催）を合わせて「第548回企業会計基準委員会等」という。

（検討事項）

8. 本資料第 2 項から前項を踏まえ、分析対象である金融商品実務指針の設例及び金融商品会計 Q&A、及び IFRS 第 9 号における適用ガイダンスに分けて、次のとおり事務局の分析及び提案をお示しする。

(1) 金融商品実務指針の設例の見直しに関する検討（審議事項(2)-3）

(2) 金融商品実務指針の設例の改正案（審議事項(2)-4）

(3) 金融商品会計 Q&A の見直しに関する検討（審議事項(2)-5）

(4) 金融商品会計 Q&A の改正案（審議事項(2)-6）

(5) 償却原価に関する IFRS 第 9 号における適用ガイダンスの取入れに関する検討（審議事項(2)-7）

以　上